

現行の贈与制度内容が不安な方は、こちらから！

贈与税は、財産を受け取る人（受贈者）に課される税ですが、制度は2パターンあり、財産を渡す人（贈与者）ごとに選択することになっています。



#### ① 暦年課税

（その年に受け取った贈与額全額－基礎控除 110万円）× 贈与税率

⇒ 贈与を受ける人（財産を受け取る人）1人あたり基礎控除が年110万円あるイメージ。

⇒ 贈与税を納めることで、基本的にはその年に完結。（注）贈与者の相続開始時、生前贈与加算の検討が必要な場合があります。

#### ② 相続時精算課税

「Aさんから受け取る財産にはこの制度を使う！」と申告することで、

その後、そのAさんから受け取る2,500万円までの財産について贈与税は計算しなくて良い。

⇒ 贈与をする人（財産を渡す人）ごとに上限2,500万円の控除があるイメージ。

⇒ こちらを使うと決めたら、そのAさんからの贈与については①暦年課税に戻せない。

⇒ Aさんの相続発生時、贈与を受けた額を全て相続財産に含めて相続税を計算する必要がある。

### インボイスへの道

制度は今秋から開始！社内体制も考えましょう！

「面倒な制度…どうしたら良いのか…」と溜め息をついていても、状況は変わりません。改めて消費税の計算方法を確認し、社内の経理体制も検討していきましょう。

\* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \* ... \*

#### 【Q1】2期（年）前の売上はいくらでしたか？

1,000万円以下

→ Yes : 消費税の世界に入らないことも認められています。

ただし、令和5年10月1日以降、取引先との付き合いが変わる可能性があります。このまま消費税の世界に入らなくても事業に影響が無いが、本気で考えましょう。

→ No : 消費税の世界に入ります。⇒【Q2】へ

インボイス制度の説明は  
YouTubeで動画も  
公開されています  
(国税庁動画チャンネル)



#### 【Q2】登録番号は申請しましたか？登録番号を把握していますか？

「取引先から登録番号の提出を求められている」というお話を聞くようになりました。自社の番号をきちんと確認しておきましょう。（“T”からはじまる13桁です）

#### 【Q3】課税方法はどちらですか？

原則課税：預かった消費税と支払った消費税の差額を計算して納める方法。

発行する請求書（領収書）も受け取る請求書（領収書）もインボイスが必須！

⇒【Q4】へ

簡易課税：預かった消費税額から納める税額を計算する方法。

受け取る請求書（領収書）はインボイスでなくても消費税計算に影響はありません。

#### 【Q4】インボイスの受取・保管体制はできていますか？

クレジットカードで決済した場合もインボイス（店舗発行の領収書）が必要です。

「1万円未満はインボイスが無くても良くなったよね!？」（2023年1月号）が認められるのは「2期（年）前の売上が1億円以下等の場合」です。（令和11年9月30日までの時限措置）

1億円を超えている事業者の方は認められていませんので、今すぐ社内にご周知ください！